

## 文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成 30 年 8 月 31 日（金曜日）13 時 30 分～14 時 10 分

場 所 議員控室

出席者 磯野委員長、小寺副委員長、阿部委員、逢坂委員、寺沢委員、森議長

ワザハバ 金木議員、平山議員、熊谷議員、船本議員、村田議員

事務局 井上事務局長、杉野係長

磯野委員長

それでは、時間になりましたので、文教厚生常任委員会を開催いたします。

議題は、子育て支援についてであります。では、担当課のほうから説明をお願いいたします。

### 1 子育て支援について

担当課説明

説明員 健康支援課 豊島課長、棟方主幹、竹内保健師

豊島課長 13:30

本日は、文教厚生常任委員会の所管事務調査事項ということで健康支援課が担当しております子育て支援についての事業内容につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料に基づいての説明は、担当であります棟方のほうから説明をさせていただきます。では、よろしく願いいたします。

棟方主幹 13:30～13:39

私のほうから資料に基づいて説明させていただきます。

まず、1 番目の妊産婦、乳幼児健康診査事業ですが、この事業の対象者等については妊産婦及び乳幼児ということになっております。事業内容につきましては、妊婦一般健康診査及び妊婦・乳幼児精密検査に係る費用を助成する。あと、平成 30 年度から追加になったものなのですが、産婦一般健康診査に係る費用を助成することになりました。決算額とか予算額につきましては、右のほうに書いてあるとおりですので、説明は割愛さ

させていただきます。

次に、2番目の妊婦栄養訪問ですが、これの対象者につきましては妊婦さんになっております。事業内容につきましては、管理栄養士が妊娠中期ごろに訪問して、妊娠中の食事ですとか栄養の関係について妊婦さんに説明をさせていただくというようなものになっております。

3番目の妊産婦安心出産支援事業、これにつきましては妊産婦で町外の医療機関で妊産婦健診等を受けた方が対象になっております。この方につきましては、出産可能な産科医療機関までの距離が遠いことによる、妊産婦の心身及び経済的負担の軽減を図るため、妊産婦健康診査と出産に係る交通費や宿泊費の一部を助成するものであります。なお、里帰り出産等で町外の市町村に滞在中に受けた妊産婦健診等については助成はありません。離島妊産婦につきましては、フェリー運賃も助成になります。この助成額につきましては、離島住民割引適用後の金額ということになります。

次、4番目の安心出産サポート119というものなのですが、対象は登録を希望する妊婦さんということになっております。これは、29年10月1日より廃止になったものなのですが、事前に妊婦さんの出産に係る情報を羽幌消防署のほうに登録しておくことで、緊急時に移動手段がなくて、かかりつけ医等が救急車による搬送が必要と判断した場合には、この登録情報をもとに救急車で医療機関へ迅速に搬送するというものであります。これにつきましては、里帰りのため羽幌町にいる方も登録可能ということになっております。

5番目の赤ちゃん訪問なのですが、これは赤ちゃんが生まれた家庭が対象ということで、保健師が訪問いたしまして、体重測定や発育状況の確認、育児相談、予防接種を初め町で実施している保健事業について紹介をするということになっております。

次に、6番目の乳幼児健診なのですが、これにつきましては対象となる年齢の児が対象となっております。具体的には、乳児健診、これにつきましては実施月に生後5カ月及び10カ月に達する児、中身につきましては身体計測、育児相談、栄養相談、小児科医による診察、股関節脱臼検査、これは生後5カ月に達するお子さんのみということです。あとブックスタート、これは生後10カ月に達するお子さんのみが対象になっております。次に、1歳6カ月健診ですが、これにつきましては身体計測、育児相談、栄養相談、小児科医の診察、あと歯科検診、歯科相談になっております。3歳児健診につきましては、身体計測、育児相談、栄養相談、小児科医の診察、歯科検診、歯科相談、尿検査というふうになっております。

次のページなのですが、7番目ということで離島乳幼児健康診査支援事業ということでありまして、対象は離島に住んでいる乳幼児というふうになります。これにつしまし

ては、離島の乳幼児が市街地区で実施される乳児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診をすこやか健康センターなどで受診する際にフェリー代及び宿泊費を助成することによって、保護者の負担軽減を図って乳幼児の病気の予防と早期発見及び健康の増進を図るというものになっております。

次、8番目の定期予防接種ですが、これは法で定められた年齢のお子さんが対象になっております。中身としましては、感染症の蔓延を防ぐため予防接種法及び感染症予防法に基づいて町が実施するものでありまして、具体的にはヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、BCG、麻疹風疹混合、水痘、二種混合、日本脳炎、子宮頸がんとなっております。子宮頸がんにつきましては、国から積極的な勧奨を差し控えるよう勧告があったため、対象者への通知は現在行っておりません。

次、9番目の任意予防接種費用助成事業ですが、これは任意予防接種の受診者ということになります。中身につきましては、これは法律に基づいて町が主体となって実施する定期予防接種以外のもので、対象者や保護者の判断により接種する任意予防接種に係る費用を助成するものであります。この助成につきましては、町内の医療機関で接種した場合のみ助成になるというものであります。種類につきましては、ロタ、おたふく風邪、インフルエンザというふうになっております。

次、10番目のフッ素塗布ですが、これは生後12カ月から小学校未就学児までが対象となっております。中身につきましては、虫歯予防に効果のあるフッ素塗布を実施ということで、1年を3期に分けてそれぞれ1回ずつ、年3回実施するような形になっております。町内の歯科医院で塗布しますと、1回につき300円で受けることはできます。町外の歯科医院は助成対象外となっております。

次に、11番目の離乳食教室ですが、これは3カ月から6カ月になるお子さんとその保護者が対象となっております。離乳食の進め方の説明ですとか、離乳食の調理実習及び試食、あと身体計測などを行います。

次、12番目の子ども発達支援事業なのですが、これは障害児通所施設利用者ということで対象になっております。中身につきましては、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業となっております。児童発達支援、これにつきましては就学前の幼児、放課後等デイサービスにつきましては就学時で小学生までになっております。その事業の運営ということで、羽幌町、苫前町、初山別村の3町村で運営をしております。

資料に基づく説明は以上であります。

磯野委員長

ただいまの説明に関してご質問、ご意見等があればお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 13:39～14:10

小寺副委員長 3番目の妊産婦安心出産支援事業についてお伺いします。これは、羽幌に出産する医療機関がないので、留萌ですとか旭川ですとか行く際の助成だと思うのですけれども、括弧書きの中で里帰り出産等で他市町村に滞在中に受けたものは除くということなのではと思うのですけれども、これは交通費とかの支給はされないと、里帰り出産した場合は宿泊費は親のところに行くのでかからないと思うのですけれども、それは交通費は里帰り出産の場合はどうなのでしょう。

棟方主幹 お答えします。これは、あくまでも羽幌町に現在お産のできる医療機関がないので、そこまで行くための交通費を助成ということですので、里帰りされている場合には交通費の助成もございません。

小寺副委員長 議会のほうで子育て支援の世代のお母さんたちとの懇談会の中で、転勤とか、羽幌町に住んでいてどうしても里帰り出産をしなければいけないという際の、滞在費のことは言っていなかったですけれども、交通費の支給があるとすごく助かるのだけれどもということで、あくまでも羽幌町にずっと住んでいて、親もいればそういうサポートも受けられて出産できるのですけれども、単身の家庭ですとか、転勤族で羽幌町に住んでいる人ということもあるので、今後里帰り出産にも交通費が支給できるような検討ができないものかなというふうには思っているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

豊島課長 ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。目的が羽幌の市街地区も含めまして出産できる施設が今現在ないという状況から、他の市町村で出産される、もしくはそれに係る健診だとかにかかるところの交通費、宿泊費の助成という形の主たる目的のものに対しての事業ということですので、里帰りをしている期間については、今現在ではなかなかこの制度の変更というのは難しいかなというふうには感じております。ただ、可能性を否定するわけではないので、少しお時間をいただいて検討させていただければと思います。

小寺副委員長 羽幌で例年ですと大体 50 人ぐらいの子供たちが生まれていて、昨年だと 30 人以下の子供たちが生まれたと思うのです。それで、その中でやっぱりお母さんたちの家庭の環境もそれぞれなので、羽幌にずっといる人と転勤で来た人との差ができるというのは、なるべく同じようなサービスが受けられればなというふうに思いますので、ぜひその辺も含めて、人数もそんなに、地方の人は里帰りする人がたくさんかどうかも私は人数的にはわからないのですけれども、もし予算とかを含めて対応ができるのであれば、その辺も今後課長のほうからも検討していただくということで答弁があったので、ぜひ実現に向けて前向きな検討のほうをよろしくをお願いします。

次、12 番に飛びます。子ども発達支援事業についてなのですが、まず予算的なことで 1 つ伺いをします。国、道、町で分配して予算を出しているのですけれども、他というのがあるのですけれども、他の 2,000 万は財源内訳はどこのお金が来ているのでしょうか。

棟方主幹 その利用している利用者さんの自己負担分と、あと各町村から入ってくる運営負担金と、あと利用料の 1 割は本人負担で、あと残りの 9 割がそれぞれの町村が払うものですから、そのお金等が入っております。

小寺副委員長 今の利用者数というのは、羽幌町、3 町村で行っているのですけれども、羽幌町に限ってもいいですし、全体でもいいので、どのぐらいの幼児ですとか児童が参加しているというか、わかったら教えてください。

棟方主幹 今現在の数値でいきますと、羽幌町につきましては未就学児が 22 名、就学児が 29 名です。あと苫前が未就学児が 3 名、就学児が 13 名、初山別村が未就学児が 1 名と就学児が 2 名、それぞれ未就学児の合計が 26 名と就学児が 44 名の計 70 名となっております。

小寺副委員長 3 町村で運営しているのですけれども、施設は羽幌町にあるので、どうしても例えば放課後に行きたいと思っても、苫前とか初山別から通う人は少ないのかなというふうに思うのですけれども、その辺人数によって予算の分担金というのも変わってくるのでしょうか。

棟方主幹 利用者数によって費用の案分を行っております。

逢坂委員 4番目の安心出産サポート119というのがありますが、大変いいシステムだと私は思いますが、事前登録をしなければ、例えば救急車を使えない文言になっているのですが、里帰りの方も使える。あくまでもこれは登録しなければ使えないという、そこへ行き着くのかなと思うのだけれども、その辺はそういう解釈でまずはいいいですか。

棟方主幹 あくまでもこの制度にのっとっての利用ということになると、おっしゃるとおりになるかと思いますが、当然これに登録していないからといって、緊急時に救急車の要請した場合には当然消防のほうで対応されると思っております。

逢坂委員 緊急時というのは、これはいろいろと捉え方があって、どこまでが緊急時だというのは、救急業務の中で決められているので、中身は言いませんけれども、その中で例えば全て緊急で、例えば生まれそうだ、破水したという場合もあるし、その前のちょっとおかしいのだよねという前提も実はあるのです、妊産婦の場合は。だから、どこまで、この登録が29年からやられているというのは私が担当した時代ではないので、急に旅から来ておかしくなったと。だけれども、救急車呼んでいいのか悪いのかというわからない部分も多分に出てくると思うのです。だから、今言う緊急時にもう危ないからとかという時点での救急利用はあると思うのだけれども、これを見るとやっぱり登録しておくことが第一条件みたくなっているので、ではなくてかかりつけ医に電話する暇もなく、他の病院に、自分の病院に、札幌なり旭川までも行けるのかどうか。救急業務からいくと行けないようなシステムになっているはずなのです、法律でいうと。なぜかという、万が一何かあった場合に、救急業務では法令違反になってしまうのです、実をいうと。だから、そういう判断を消防署でよくお話しされて、こういうシステムをつくったと思うのだけれども、旅から来て全くここに登録もされていない方が救急車利用したいのだけれども、実は札幌なのだ。途中で何かあった場合には、その補償は行政のほうに来てしまうのです。あくまでも医者でもないし。だから、

その辺がきちつとなされて、こういうシステムでやっているのか。だから、先ほど言われた緊急時には仕方ないのだよ、すぐ出ますよと言うけれども、その辺のきちつとしたお話をされて運用していかなければ、万が一何かあった場合に、事故あった場合に、事故というのは交通事故ではないですよ。妊婦さんに事故があった場合はどこに責任があるのかという問題まで発展する可能性がある、実を言うと。過去には、それであってもやっていなかった部分もあるのです。だから、今医者が実はいないので、道立病院にもいないし、当然かかりつけに行く前に手段がなければ救急車を利用するという事なのだけれども、緊急時の判断というのは誰がするのかなど。そういう話も全てされていますか。

棟方主幹

お答えします。あくまでもこの制度にのっとってやる場合には、先ほど申しましたとおりあらかじめ登録しておりまして、何か妊婦さんが心配だとかというような状況があった場合には、必ず先に妊婦さんからかかりつけのお医者さんに連絡をして、指示に従ってもらうというのが前提でして、その上でかかりつけのお医者さんから救急車の要請指示が出たら消防署のほうに連絡をして、それで運んでいただくというような形になっていますので、救急車が必要かどうかの判断というのは登録されているかかりつけのお医者さんがするというようなことになっております。あと、何かあった場合の責任というところなのですが、最初に登録の届け出というものを書類でいただくのですが、これにもこの事業を起因とする事故以外については自己責任とし、町ですとか消防、また医療機関等は責任を負わないことに同意しますということの同意もいただいて、登録をしてもらっているというような形になります。あと、おっしゃっておいりました、たまたま羽幌に来ていてとかということになりますと、あとはそれは通常の救急業務の一環と同じになるのではないかと考えております。普通に道立病院さんに行って、あとはお医者さんの判断でということになるかと考えております。以上です。

逢坂委員

説明はわかりました。確かにそのとおりで、緊急時にはそういう形になるのかなというふうに思うのだけれども、やはり登録する、しないは別にして、この承諾も含めて、何かあった場合には私の責任ですよと、例えば妊婦であれば旦那さんの署名をもらってやると思うのです。例えば

自己責任でそれはやりますよと。その責任を消防署に押しつけるとか、そういうことはないと思うのですけれども、だから先ほど言った本当の緊急時にそんなのっている暇があるのかなと私は心配があるのだけれども、とらなくても万が一行ける場合もあるということで、例えばそういう解釈でいいのかなという部分も実は持っているのだけれども、役場はそこまで実は入ってこれないと思っているのです。要するに消防署と家族とのやりとり、あるいは医師とのやりとりだと思うのだけれども、だからその部分については有効に活用すべきだと私は思うのですけれども、その辺がきちっとされていなければ本当に問題になるので、その辺をきちっと、またもう一回精査して、通常登録されているものについてはいいのだけれども、登録されていない方についてどうするかという部分、もう一回精査して協議していただければなと思います。しているといえはしていると思うのですけれども。

豊島課長

棟方のほうからもご説明させてもらったとおりの解釈を行政側としてはしておりまして、登録のない方が、自己の判断にはなるかと思うのですが、切迫している状態に陥ったときに救急車のほうに出動の要請がかかるといった段階で、それは消防の業務という形で緊急搬送の手段を、それはルールに基づいてのものにはなると思うのですが、そういった対応になってくるだろうというふうには理解しておりますので、その辺の精査というものにつきましては、消防のほうで緊急要請を受けた段階でその現場に臨場という言葉が正しいかどうかわからないのですが、到着して、要請をされた方の状態を救急隊員の方が見たりとかという形をとりながら、あと医療機関のほうにつなげていくというものになるかというふうに判断しているのです。あくまでも健康支援課のほうでやっているのは、事前登録をさせていただいた上で、その中でご本人のほうがかかりつけのお医者様のほうに、今こういう状態なのだけれども、大丈夫だろうかという判断を仰いだ中でものになっていますので、その辺については逢坂委員が言われているところは整理されているのではないかなというふうには今のところ考えているところであります。

阿部委員

3番の妊産婦安心出産支援事業について、先ほど小寺委員も交通費のことで聞かれていましたけれども、僕のほうからは宿泊のほうでお聞きし



たいのですけれども、昨年度は何件ぐらいの方が宿泊のほうは活用されたのか。

棟方主幹           お答えします。宿泊につきましては、昨年度お二人の方が助成を受けられております。内訳としましては、市街地区の方が1名と離島地区の方が1名の計2名となっております。

阿部委員           これは、多分宿泊するとなれば旭川なり札幌で産むような場合ということで、その辺は。

棟方主幹           場所につきましては、旭川、札幌に限定されるものではないのかなと。例えば離島の方ですと、留萌ということもあろうかと考えております。

阿部委員           今何で旭川とかと言ったのかというと、例えば旭川で産む場合というのは、冬場だと病院のほうから1カ月ぐらい前から来てくださいということをよく言われるのです。この宿泊に関しては、たしか5日間分ですよ。やっぱりこっちのほうで産めないから留萌にかかっている。でも、留萌でもそのときの状態によっては旭川のほうに転院されるという方もいますので、利用者数が少ないのであれば、もう少しそういった部分も、5日間だけではなくて、1カ月になるとちょっと負担が大きくなりますから、例えば10日なり2週間分なり支援してもらえよう環境になると、妊婦さんにしても、これは要望にはなりますけれども、その辺今後検討していただければなと思いますけれども、課長、どうでしょうか。

豊島課長           お話は十分理解しました。ただ、制度設定をした際に5日というふうに区切っている何か根拠があるかと思しますので、その辺この制度を設定した際の状況をもう一度確認をさせていただきながら、中身を検証してまいりたいなということで考えておりますので、ご理解いただければなと思います。

阿部委員           もう一つ、妊産婦の健診なのですけれども、これもお医者さんから診てもらうのが14回で14回分の助成だと思うのですけれども、これは予定日に生まれればあれですけれども、それを過ぎた場合というのは助成を

されるのかどうか。

棟方主幹 お答えします。あくまでも産前が14回、産後1回の15回ということになっております。

阿部委員 14回は予定日に生まれれば14回分はあれだけけれども、それを過ぎた場合、例えば15回目行かなければならない、16回目行かなければならないというときは助成はされない。

棟方主幹 お答えします。それにつきましては、現在は自己負担でやっているということになります。

阿部委員 これもまた要望みたいな感じになってしまいますけれども、ほかの自治体では15回目、16回目以降やっているところもあるわけです。ぜひ、出生数が減ってきているのだから、もっともっとそういった支援というのも今後見ていただきたいなとも思いますけれども、その辺また課長、どうでしょう、今後の検討として。

豊島課長 現行としては、国のほうの基準に基づきまして、当町のほうにつきましてもやっている状況ですので、その状況を見きわめながら独自のものがどうしても必要だという判断が出るような場合があれば、改めて検討をしていきたいということで、今現時点では国のほうも基準に照らし合わせたものという形で制度については進めさせていただけないかなというふうには思っているところなので、ご理解いただければと思っております。

阿部委員 羽幌では子供が産めない分、今後できるだけ子供を産みやすい環境であったり育てやすい環境という部分も含めて、いろんな部分で今後検討していったって、新しい制度なりなんなりをつくっていただければなと思います。答弁はいいです。

寺沢委員 これは、離島の妊婦さんとか、それから赤ちゃん生まれた方に対するサービスというのは、離島を訪問しているいろんな指導とかアドバイスをやる

ことであるのでしょうか。それともそれはないのか、実態を教えてください。ただければと思います。

棟方主幹 お答えします。健康相談につきましては、離島のほうにうちの保健師なり栄養士なりが訪問して相談に乗っているというのはやっています。

寺沢委員 行っているということですね。

棟方主幹 はい。

森 議 長 フッ素なのですけれども、フッ素できてから恐らく3年ぐらいかなと思うのですけれども、その当時フッ素が今の子宮頸がん的に人体に有害ではないかという、当時そういう話があって、積極的に町はやらないという時代があったような気がします。今見ると、予算が満額使っていますから、ほぼ全員やっているかなと思いますけれども、その辺の町としての見解と利用者の割合、対象者の中でどのぐらいかということをお聞きしたいと思います。

棟方主幹 お答えします。町としましては、いろいろ検討した結果、安全性には問題ないという判断のもと、フッ素塗布を実施しているところであります。あと、実績なのですが、昨年度につきましては、延べでいきますと対象者は770人のうち受診者が285人ということで、受診率につきましては37%というような数になっております。

森 議 長 まず、両島の子供たちは対象になっているのか。なっているとしたら、そのパーセンテージに入っているのかどうか。

棟方主幹 お答えします。離島の人数につきましては、天売地区につきましては22名、焼尻地区につきましては9名となっております。

森 議 長 前段に戻るのですけれども、いろいろ検討した結果、問題ないということですが、もともとの議論も私はよくわからないのですけれども、

たまたまそういう議論が議会であった記憶があるので、どういう原因でそういう議論になったのか。そして、誰がどういう理由で安全だというふうに判断したのでしょうか。

竹内保健師 始まった時点で大分以前のことなので、私も立ち上がりのときには携わってはいないのですけれども、フッ素という部分については、フッ素塗布以外にフッ化物洗口といううがいをする事業をやっておりまして、その始まったときには保健所のほうの担当者が来まして、歯科医師ですとか歯科衛生士、その他スタッフで安全性の説明会のようなことをして、その話を聞きまして、フッ素については決められた規定の量と回数をきちんと守れば危険ではないという判断をして始めております。

森 議長 これにこだわるのではないのですけれども、もし途中で変わって、町がある意味では危険だというものを町のお金でやるというところで問題になっては困るなというちょっと心配のし過ぎだったのかもしれないけれども、そういうことでお聞きしました。これ効果のほうも含めて、町で補助を出してやるのが意味あるということをやっているのだと思いますけれども、始まりのことは古いということではわからないと思うのですけれども、こういう全般の中で38%ということも含めて、いろいろ見返すこともあるのかなと思うのです。ほか全般も含めて今までやっていたものをやめたとか、わかる範囲で結構ですから、これはもっとこういうものを今後検討したいというようなことが現時点であれば教えていただきたいと思うのですけれども。

竹内保健師 フッ素塗布については、受診率やっぱ低いことは私たちも気にしていて、3歳児健診までは直接保護者の方へお話をしたり、健診の中で伝えることはできるのですけれども、それ以降についてなかなかフッ素塗布の利用率が上がらないということで、フッ化物洗口を各幼稚園のほうにお願いして、うがいで対応してもらおうということと、今年度からはフッ素塗布の補助最終年齢になる年長、学校上がる1年前のお子さんたちにお手紙を、受診券を送る際にその年齢に応じたパンフレットみたいなものを1枚入れて、こういう虫歯予防の効果があるということと、受けましょうというようなものを購入して、ことしから入れ始めたところです。

以上です。

磯野委員長 ほかにありますか。いいですか。(なし。の声)では、ほかに質疑等もないようですので、これで終了させていただきます。  
これをもちまして文教厚生常任委員会を終了します。どうもご苦労さまでした。